

印鑑登録の申請について

1 登録できる方

藤沢市に住民登録している方（15歳未満の方や、意思能力を有しない方を除く）

2 登録できない印鑑

- （1）住民基本台帳に記録されている「氏」「名」「氏名」等で表されていないもの（氏名以外の模様等が表されているものを含む）
- （2）印影の大きさが、1辺の長さ7ミリメートルの正方形に収まる小さなもの
- （3）印影の大きさが、1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらない大きなもの
- （4）スタンプ印（シャチハタ等）、ゴム印、逆彫り印章、縁のない印鑑、その他印章が変形しやすいもの
- （5）既に他の方（ご家族等）が印鑑登録で使用しているもの
- （6）そのほか、破損の度合等によって、登録できない場合があります。

3 受付場所・受付時間

- （1）市役所本庁舎1階 市民窓口センター
平日（年末年始を除く）8時30分～17時
- （2）石川分館を含む各市民センター（ただし、藤沢市民センターと村岡市民センターは除く）
平日（年末年始を除く）8時30分～12時／13時～17時

4 登録手続きに必要な書類

本人が窓口に来庁する場合 ※3種類の方法があります。

（その1）顔写真つき本人確認書類を提示して印鑑登録をする方法（即日登録）

- ① 登録する印鑑
- ② 顔写真つき本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

（その2）保証人を立てて印鑑登録をする方法（即日登録）

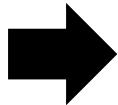
- ① 登録する印鑑
- ② 保証人欄が記載されている印鑑登録申請書（以下の「★保証人について」を参照）

（その3）文書照会により印鑑登録をする方法（後日登録完了）

※2回来庁する方法です。2回目来庁時に印鑑登録証明書を取得できます。

＜1回目＞

- ① 登録する印鑑



＜2回目＞

- ① 登録する印鑑
- ② 回答書
- ③ 本人確認書類（資格確認書、年金手帳等）

★保証人について

- ・印鑑登録をしている方が保証人になります。（未成年者を除く）
- ・印鑑登録申請書の保証人欄に、保証人による署名と登録印（実印）の押印が必要です。
(保証人の登録印は、鮮明かつ正しい向きで申請書に押印してください。)
- ・市外の方が保証人になる場合は、30日以内に発行された印鑑登録証明書1通が必要です。

代理人が窓口に来庁する場合 ※2種類の方法があります。

(その1) 代理人以外の保証人を立てて印鑑登録をする方法（即日登録）

※代理人と保証人は兼ねられません。

- ① 登録する印鑑（本人のもの）
- ② 代理人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書等）
- ③ 保証人欄が記載されている印鑑登録申請書（表面「★保証人について」を参照）
- ④ 委任状（以下の「5 委任状について」を参照）

(その2) 文書照会により印鑑登録をする方法（後日登録完了）

※2回来庁する方法です。2回目来庁時に印鑑登録証明書の取得ができます。

<1回目>

- ① 登録する印鑑（本人のもの）
- ② 代理人の本人確認書類
(運転免許証、資格確認書等)
- ③ 委任状（以下の「5 委任状について」を参照）



<2回目>

- ① 登録する印鑑（本人のもの）
- ② 代理人の本人確認書類
(運転免許証、資格確認書等)
- ③ 回答書・委任状（回答書に同封しているもの）

5 委任状について（任意様式可。用紙は窓口にも置いてあります）

- ・委任者本人がボールペン等で記入してください（鉛筆や消せるペンは不可）。
- ・委任状の原本を提出してください（メール、コピー、FAX、イメージ画像等は不可）。
- ・代理人の方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書等）が必要です。

(宛先) 藤沢市長

年 月 日

(委任状の記入日)

記入例

記入日から
1か月以内のもの

(委任者) ※住所は市区町村名からご記入ください。

住 所 藤沢市

署 名

※必ず自署してください。

生年月日 年 月 日

電話番号

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

(代理人) ※住所は市区町村名からご記入ください。

住 所

氏 名

記

(委任する項目)

印鑑登録（申請・廃止等）に関すること

※登録する印鑑を押印

委任状には必ず登録印を
押印してください。

登録する印鑑

<お問い合わせ> 藤沢市役所 本庁舎1階 市民窓口センター 住民担当

TEL: 0466-25-1111 内線2546 2025年4月現在